

第1-2-(19)債権者不確知(民事執行法第156条第2項をも根拠とする供託)

第四号様式(第13条第1項関係) その他の金銭供託の供託書

供託書・OCR用

(雑)

<input type="checkbox"/> 字加入	<input type="checkbox"/> 字削除	係員印	受付	調査	記録	頁 1/3	(第4号様式 印供第34号)
------------------------------	------------------------------	-----	----	----	----	----------	-------------------

申請年月日	令和2年5月1日	供託カード番号
供託所の表示	〇〇法務局	() カードご利用の方は記入してください。

法令条項	民法第494条第2項, 民事執行法第156条第2項	※売買契約の締結日が令和2年3月31日以前である場合、法令条項は「民法第494条」及び「民事執行法第156条第2項」になります。
------	------------------------------	--

供託者の住所氏名	住所 甲県乙市丙町一丁目1番1号
	氏名・法人名等 甲 山 太 郎
代表者等又は代理人住所氏名	
	<input type="checkbox"/> 別添のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

供託の原因たる事実	別紙のとおり

被供託者の住所氏名	住所 甲県乙市丙町二丁目2番2号
	氏名・法人名等 乙 野 次 郎
	<input type="checkbox"/> 別添のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。
	<input type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する。

<input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき質権又は抵当権
<input type="checkbox"/> 反対給付の内容

供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	印
	¥ 1 0 0 0 0 0 0	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 供託カード発行

備考	
----	--

(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記号を記入してください。なお、供託金額の訂正はできません。
2. 本供託書は折り曲げないでください。

↓ 濁点、半濁点は1マスを使用してください。

供託者ナ名	コ ウ ヤ マ タ ロ ウ
供託者氏名	

供託書・OCR用

（継続用紙・被供託者）

被 供 託 者 の 住 所 氏 名	<input type="checkbox"/> 及び <input checked="" type="checkbox"/> 又は 該当する□に○印を 記入してください。	住所 甲県丙市丁町三丁目3番3号 氏名・法人名等 丙 川 三 郎
	<input type="checkbox"/> 及び <input type="checkbox"/> 又は 該当する□に○印を 記入してください。	氏名・法人名等
	<input type="checkbox"/> 及び <input type="checkbox"/> 又は 該当する□に○印を 記入してください。	氏名・法人名等

（注）本供託書は折り曲げないでください。

供託書・OCR用

頁
3/3

（第11号様式
印供第41号）

（継続用紙）

（別紙）

供託者は、被供託者乙野次郎に対し、令和2年4月1日付け売買契約に基づく100万円の代金債務（弁済期：令和2年5月1日、支払場所：被供託者住所）を負っているところ、令和2年4月7日、下記1の確定日付ある債権譲渡通知書が送達され、その後、下記2及び下記3のとおり当該債権に対する債権差押命令が相次いで送達された。

ところが、下記2の差押債権者丁村四郎は、下記1の債権譲渡の無効を主張し、〇〇地方裁判所令和2年（ワ）第300号詐害行為取消等請求事件として目下訴訟係属中である。

したがって、供託者は真の債権者を確知することができず、また、乙野次郎が債権者である場合には差押えが競合するので、供託する。

記

- 1 譲渡金額 100万円 ， 譲渡人 乙野次郎 ， 譲受人 丙川三郎
- 2 〇〇地方裁判所令和2年（ル）第300号，債権者甲県乙市丙町四丁目4番4号丁村四郎，債務者乙野次郎，第三債務者を供託者とする債権差押命令，執行債権額金120万円，令和2年4月10日送達
- 3 〇〇地方裁判所令和2年（ル）第310号，債権者甲県乙市丙町五丁目5番5号戊原五郎，債務者乙野次郎，第三債務者を供託者とする債権差押命令，執行債権額金150万円，令和2年4月15日送達

（注）本供託書は折り曲げないでください。